

さいたま市

建築計画概要書の作成上の注意点

令和5年4月

(注意事項)

※建築計画概要書は建築基準法施行規則第11条の3に基づき閲覧に供されるものです。作成する際には、文字や数字、図等は正確に読み取れる大きさにしてください。また、公開情報であることに留意し、不必要な表示等がないか注意してください。

※建築計画概要書は確認申請の一部であり、これに記載された内容は、確認申請及び添付図書等の記載事項と相互に整合していなければなりません。

※建築計画概要書は片面印刷で作成してください。

※記入事項を訂正する場合は、訂正印、修正テープ等は使用せず、訂正したものの写しを提出してください。

※本注意点は一般的な計画のものであり、計画によってはこれによらない場合がありますので、ご注意ください。詳細な事項については、確認申請書（第二号様式）の（注意）をよく確認し、疑義事項については所管区域の担当にお問い合わせください。

※本注意点に記載されている事項以外についても記載をお願いすることがあります。

建築計画概要書（第一面）

建築主等の概要

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】

指定確認検査機関にて、余白部分に建築確認番号及び建築確認年月日を記載してください。

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

- 建築士事務所名を忘れずに記載してください。
 - 登録番号の誤記及び有効期限切れに注意してください。
- ※【設計者】【工事監理者】欄も同様。

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成又は確認した設計図書】

- 作成又は確認した設計図書の種別を記載してください。設計者が複数いる場合は、それぞれ作成又は確認した設計図書の種別を記載してください。
- 責任の所在を明確にするため、確認申請に必要な図書はもれなく記載してください。(地盤説明書が抜けることが多いので注意してください。)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成又は確認した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である
上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

建築士法第3条第1項に規定する建築物のうち
建築基準法20条1項一号又は二号に掲げる建
築物に該当する場合は、構造設計一級建築士
の関与等が必要なことから記載してください。

号

階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超
える建築物の設備設計を行った場合は、設備設
計一級建築士の関与等が必要なことから記載し
てください。

号

号

号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

建築設備の設計に関し意見を聴いた場合は、建築設
備士の登録番号を記載してください。

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

未定のときは「未定」と記載し、決定後は速やかに届出を行ってください。

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

未定のときは「未定」と記載し、決定後は速やかに届出を行ってください。

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可()第 号

- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】

- 記入漏れが多いので注意してください。
- 有効期限切れに注意してください。

【7. 備考】

建築物及びその敷地に関する事項

建築計
・地番で記載してください。(現住所ではありません。)
・大字小字の記入漏れ等、誤記のない様にしてください。
・土地区画整理事業地内の場合は、従前地と仮換地(事業名と街区画地)を記載してください。
・保留地については、底地を記載してください。

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内

- 都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区画非認定)
- 準都市計画区域内 都市計

該当する場合は記載して下さい。
例) 高度地区(〇m)、法第22条区域、〇〇地区計画(〇地区)、高度利用地区、駐車場整備地区、自転車等放置禁止区域、土砂災害特別警戒区域、下水道処理区域、〇〇土地区画整理事業地 等

【4. 防火地域】 防火地域 準防

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【6. 道路】

- 【イ. 幅員】
- 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () ()

(2) () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物

() ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積

【チ. 備考】

・法第43条第1項の接道要件を満たす前面道路を記載してください。
・配置図と整合するように注意してください。

制限の緩和や強化がある場合は具体的に内容を記載してください。
例) 角地緩和、地区計画、県条例第3条ただし書(路地状部分を除いた面積)、防火地域内の耐火建築物、準防火地域内の(準)耐火建築物 等

【8. 主要用途】 (区分)

【9. 工事種別】

- 新築 増築 改築

主要な用途をできるだけ具体的に記載してください。(増築等の場合、かつ書きで申請建築物の用途も記載してください。)
例) 一戸建ての住宅(附属車庫) 等

【10. 建築面積】 (月)

【イ. 建築物全体】 ()

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

() () () ()

【ハ. 建蔽率】

【11. 延べ面積】

【イ. 建築物全体】

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム

()

【ハ. エレベーターの昇降路の部

()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等

()

【ホ. 認定機械室等の部分】 ()

【ヘ. 自動車庫等の部分】 ()

【ト. 備蓄倉庫の部分】 ()

【チ. 蓄電池の設置部分】 ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】 ()

【ヌ. 貯水槽の設置部分】 ()

・令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合、外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1m以上5m未満のものにあっては、当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記載してください。また、5m以上のものにあっては、当該特例軒等の端から国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記載してください。
・その他の建築物である場合は、イと同じ面積を記載してください。
(令和5年4月1日施行)

住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに該当する場合、記載してください。(令和5年4月1日施行)

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

() () () ()

【ヲ. その他の不算入部分】 () ()

【ワ. 住宅の部分】 () ()

【カ. 老人ホーム等の部分】 () ()

【ヨ. 延べ面積】

【タ. 容積率】

容積率の対象となる面積を記載してください。

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

延べ面積が 10㎡を超えるものについてのみ記載してください。10㎡以下については【20】欄に記載してください。

【13. 建築物の高さ等】

(申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】 () ()

【ロ. 階数】 地上 () ()

地下 () ()

配置図と整合するように記載してください。

【ハ. 構造】

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による構造】

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ

関係規定の許認可を受けている場合は、条文、日付、番号を記載してください。(開発許可、適合証明、都計法第53条許可、県バリアフリー条例第10条認定等)なお、開発行為の手続きが不要な場合においては、相談票の日付、番号を記載してください。

【14. 許可・認定等】

例) 都市計画法第29条許可 ○年○月○日 第○号

【15. 工事着手予定年月日】

年 月

【16. 工事完了予定年月日】

年 月

確認済証の交付日より前の日付とならないよう注意してください。

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

(特定工程)

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

中間検査対象物件は記載してください。
(※建築物の中間検査について)

【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要】

要 否

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査】

有 無

調査の要否を記入してください。
(※建築基準法に基づく定期報告制度について)

【20. その他必要な事項】

検査を要する防火設備の有無を追記してください。
(※建築基準法に基づく定期報告制度について)

- ・計画変更及び用途変更の場合は、変更概要を記載してください。
- ・建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を20欄又は別紙に記載して添えてください。
- ・10㎡以下の建築物がある場合は、用途、構造、規模、高さを記載してください。
- ・関係規定以外の許認可(風致地区許可、土地区画整理法第76条、都計法第58条等)を記載してください。

付近見取図

- 付近見取図、配置図を別紙に添付する場合は、「別紙による」と記載してください。
- 方位（真北）を明示してください。
- 文字や数字等は読める大きさにしてください。
- 都市計画道路ライン、用途地域の境（敷地内でなく近接している場合も）を明示してください。
- 場所が特定できるよう鮮明なものとしてください。
- 目標となる地物を明示してください。

配置図

- 文字や数字等は読める大きさとし、縮尺は定規で計測可能な縮尺としてください。
 - 配置図の用紙は A4 サイズを基本とし、大規模な建築物については A3 サイズとしてください。
 - 配置図は屋根伏とし、間取り等の表示はしないでください。
 - 以下の事項を記載するようお願いします。
- 縮尺、方位（真北）
 - 道路境界線及び隣地境界線
 - 都市計画道路ライン、用途地域の境
 - 建築物及び工作物（既存も含む）の位置（配置寸法等）
 - 申請建築物とその他の建築物との別（同一棟増築等はその部分）
 - 敷地・隣地・道路の地盤レベル
 - 申請建築物及び工作物（擁壁）の各部分の高さ
 - 接する道路の位置、幅員、種類（法第 42 条第○項第○号道路など）、国県市道、私道の種別、道路中心線の位置と高さ
 - 法第 42 条第 2 項道路の場合は、中心線の位置、元道の位置、みなし後退線の位置と寸法、後退済みの場合は「後退済」と記載
 - 位置指定道路の場合、指定年月日、幅員、延長
 - 公共下水道等の放流先
 - 路地状敷地の場合、路地状部分の長さや幅員
 - 外構計画(CB ブロックの高さや安全性の確認)の記載

① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示し、18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの19欄に記載してください。

② 第一面の 5 欄及び 6 欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあった旨を明示した上で記入します。

2. 第三面関係

① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。